

令和元年12月2日
学校教育部教育総務課
電話 079-559-5160
内線 6110 / 担当：浅野

三田市教育委員会事務局職員に対する懲戒処分等について

1 処分対象者及び処分内容

所属	職名	年齢	性別	処分内容
学校教育部学校給食課 清水山給食センター	技術職員	61歳	女性	減給1/10 (2月)

2 処分年月日

令和元年12月2日

3 処分に至った非違行為の経過・概要及び処分理由

① 経過・概要

(平成30年)

6月16日 18時25分頃、神戸市須磨区の片側1車線の主要道路を南進し、同道左側の南北の側道と合流し、片側2車線となる道路において、中央車線から第1車線に進路変更し、道路左側にある商用施設に入る際、自動車運転上の注意義務を怠り、側道下方より進行してくる男性の運転していた原動機付自転車に気づかず、右側面に衝突し転倒させ、右上腕骨頸部骨折等により加療6週間の重傷を負わせた。

8月29日 免許停止処分（免許停止期間30日間）

9月6日 過失運転致傷により、略式起訴される

9月27日 略式命令確定（罰金10万円）

(令和元年)

10月9日 交通事故について上司に報告

10月20日 事故報告書及び事故証明書の提出

11月8日 刑事罰に関する書類（抄本）の提出

11月12日 事情聴取

11月26日 三田市教育委員会事務局職員分限懲戒審査委員会

11月28日 三田市教育委員会

② 処分理由

公務外において、自動車運転上の注意義務を怠り、相手方に加療6週間の重傷を負わせたことに加え、事故後約1年3ヶ月の間、市職員服務規程16条にある「事故の届

出」の義務を怠っていたものである。

このことは、地方公務員法第 33 条信用失墜行為の禁止に該当することから、その道義的かつ社会的責任は重大である。

よって、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号（法令等に違反）及び同法第 3 号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）に該当するため厳正に対処したものである。